

放課後等デイサービス事業所各位

愛西市保険福祉部社会福祉課長

新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した
放課後等デイサービス事業 3 月提供分の請求の特例について（通知）

日頃から、本市の福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
ます。

さて、標題の件につきまして、下記の取り扱いとなりますので、お知らせい
たします。

なお、本通知は、海部圏域の市町村（津島市、愛西市、あま市、弥富市、蟹
江町、大治町、飛島村）から各管内及び近隣の放課後等デイサービス事業所に
送付しております。海部圏域におきましては、統一的な取扱いとなりますので、
よろしく申し上げます。

また、4 月以降の提供分につきましても方針が決定次第お知らせいたします。
ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

記

令和 2 年 3 月 2 4 日付厚生労働省発出の Q & A（別添ファイル）の A10-2 に
おいて、①～④の費用について、保護者への請求は「学校臨時休業がなかった
場合の利用料のみを請求」とあるため、国保連合会への請求（9 割又は 1 0 割
分）については学校臨時休業により増加した後の額で計算していただき、保護
者への請求（1 割分）は増加する前の額で計算していただく。

利用者負担額の差額（利用者負担額のうち、学校臨時休業により増加した額。）
は一旦、各事業所に負担していただくこととなり、後日、市に報告とともに請
求していただくこととする。

報告については別添の切り分け計算シート（事業所単位）及び請求明細書（個
人単位）に記入の上、4 月 3 0 日までに提出いただくこととする。（提出は利用
者の支給決定市町村それぞれに必要。様式は海部圏域内は統一で可。）

なお、国保連合会及び保護者への請求額の取扱いについては、別紙 1 を参考
とされたい。

担当 保険福祉部社会福祉課

障害グループ（齋藤・佐藤）

電話 0567-55-7115

F A X 0567-26-5515

E-mail syakai-fukusi@city.aisai.lg.jp

<国保連合会及び保護者への請求額の計算例>

※全ケースにおいて、負担上限額は4,600円とする。

a = コロナの影響による増額を加えないサービス報酬総額（予定外の利用を含まず、3月2日から春休み開始前日（24日）までの平日は平日単価による。）

b = コロナの影響を加えたサービス報酬総額（予定外の利用を含み、3月2日から春休み開始前日（24日）までの平日を休日単価で計算。）

1 a、bともに1割相当額が4,600円を超える場合。（a = 60,000円、b = 80,000円）

国保連合会への請求：bを基準に計算。9割72,000円+上限額超分3,400円

保護者への請求：aを基準に計算。1割6,000円→4,600円

2 a、bともに1割相当額が4,600円を超えない場合。（a = 30,000円、b = 40,000円）

国保連合会への請求：bを基準に計算。9割36,000円

保護者への請求：aを基準に計算。1割3,000円

事業所が一時負担：1,000円（4,000円 - 3,000円）

※事業所が最終的に受け取るべき金額はbの40,000円だが、保護者からは低いほうを基準にした3,000円しかもらえないので、一時的に事業所が1,000円を負担する。（後日、市に請求。）

3 aの1割相当額は4,600円を超えないが、bの1割相当額が4,600円を超える場合。（a = 40,000円、b = 50,000円）

国保連合会への請求：bを基準に計算。9割45,000円+bの場合の上限超分400円

保護者への請求：aを基準に計算。1割4,000円

事業所が一時負担：600円（4,600円 - 4,000円）

※事業所が最終的に受け取るべき金額はbの50,000円だが、保護者からは低いほうを基準にした4,000円しかもらえないので、一時的に事業所が600円を負担する。